

令和5年度 大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて

○地域密着型市民啓発事業

「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、大阪市人権啓発推進員(※)の育成を図る。

※大阪市人権啓発推進員

本市の人権啓発その他の人権施策に関する業務を委託する大阪市人権啓発推進員制度により、718名(令和5年6月1日)の市民等に市長から委嘱されている。地域に根ざした啓発活動を各区と協働して展開している。

(事業目的) 人権啓発活動の担い手として活動する人権啓発推進員が、当事業の研修会等を通じて習得する知識・スキル等を活用することにより、各区・地域の啓発活動においてより一層活躍し、各区・地域における人権啓発の一翼を担うよう、人材の育成をめざす。

(取組み方向) ・より効果的な研修内容となるよう、研修手法やテーマを設定するとともに、開催日程や時間帯を工夫し、参加率の向上に繋げる。
・人権啓発推進員のモチベーションの向上等を図るため、人権情報誌「KOKOROねっと」やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権啓発推進員制度や各区・地域の活動事例等について積極的に紹介し広報を行う。

(事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」および「活用できる」評価:85%以上

	事業名	実施時期	事業内容
	研修名等		
人 権 啓 発 推 進 員 の 育 成 事 業	新任推進員対象の基礎的な人権知識及び傾聴・会話方法等の習得を目的とした研修(養成研修)	調整中	・新任推進員対象の基礎的研修 新たに就任した推進員を対象に基礎的な人権問題の知識や傾聴・会話方法等の手法について習得するとともに推進員の任務・役割等について理解を深めることを目的に実施。 講演テーマ:調整中 講 師:調整中
	全推進員対象の今日的な人権課題に対する知識等習得を目的とした研修(全体研修)	調整中	・推進員の知識習得を目的とした研修 全推進員を対象に地域において人権啓発活動等を実施するために必要とされる、地域が抱える今日的な人権課題に対する知識や取組方法の習得を目的に、テーマの異なる研修を計4回実施。 講演テーマ:調整中 講 師:調整中
	全推進員対象の情報共有による人権啓発事業等の企画・実行手法習得を目的とした研修(情報共有研修)	調整中	・推進員間の情報共有等を目的とした研修 全推進員を対象にそれぞれが行っている啓発活動等について、互いの経験・情報を共有する場を設定し、推進員の任務と役割のより一層の浸透及び理解度の向上を図り、区役所との連携・協力による効果的な啓発活動・手法の習得を目的に実施。 講演テーマ:調整中 講 師:調整中
	各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修(リーダー養成研修)	調整中	・リーダーの養成を目的とした研修 各地域(小学校区等)で代表する推進員1名(市全体で約200名)を対象として地域における推進員活動の中心的役割を担えるリーダーの養成を行うため、必要となるファシリテート力、相談への対応力などのスキルアップを行うことを目的に実施。 講演テーマ:調整中 講 師:調整中
	人権に関する資料等の提供	随時	推進員活動に必要な情報の提供をするため、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」等を送付。

○市民啓発広報事業

さまざまな媒体を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただけるよう広報を行う。

●啓発用DVDによる人権啓発

(事業目的)	さまざまな人権問題に関する啓発用DVDを購入し、広く市民等に貸し出しを行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を図る。
(取組み方向)	・利用者の要望等や時宜を勘案しながら、新たなジャンルを含め選定・購入する。 ・利用者の拡大やリピーターの確保に向け、ホームページに加え、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」、フェイスブック等を活用し、幅広い広報に努める。
(事業の目標)	啓発用DVD利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価:85%以上

事業名	実施時期	事業内容
啓発用DVDの購入及び啓発資料の作成	随時	・啓発用DVDの保有数計：295作品（令和5年4月現在） （内訳） ・女性 10作品 ・子ども 14作品 ・外国人 5作品 ・職場・企業における人権 87作品 ・LGBTなどの性的少数者・ジェンダー 10作品 ・さまざまな人権課題（犯罪被害者、ハンセン病、人権一般） 52作品 ・いじめ（子ども向け） 11作品 ・インターネットの使い方（子ども向け） 19作品 ・その他（子ども向け） 12作品 [令和4年度映像ソフト購入等実績] 17作品 [令和4年度実績] ・貸出しソフト本数：506本 ・視聴（延べ）人数：12,265人

●人権啓発情報誌の発行

(事業目的)	人権啓発情報誌によりさまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上を図る。
(取組み方向)	若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほかICTを活用して読者層のすそ野を広げるよう取り組んでいく。
(事業の目標)	読者アンケートにおける「役に立った」評価:85%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権啓発情報誌の発行	6月 9月 12月 3月	・「大阪市人権だよりKOKOROねっと」を年間4回発行(6・9・12・3月)。 ・6月・12月・3月は各14,000部作成。9月は小学6年生児童向けに「インターネットの使い方」を題材にし、37,000部作成。 ・若年層が利用するICTを効果的に活用し発信。 ・本市関係施設、Osaka Metro地下鉄駅等へ配架。市ホームページにも掲載。 ・音訳版を作成し、希望者に送付。 ・特集テーマ ダイバーシティの観点から 第53号(R5.6月)「ジェンダー平等について考える」 特別号(R5.9月)「インターネットの使い方」(予定) 第54号(R5.12月)、55号(R6.3月) 未定

●人権ユニバーサル事業

(事業目的)	若年層に焦点をあてた啓発を実施し、「外国人」や「障がいのある人」「性的指向・性自認(性同一性)」についての理解を深める。
(取組み方向)	「外国人」や「障がいのある人」又は「性的指向・性自認(性同一性)」など、誰もが自分らしく生きられる社会の実現にむけ、これらの人々が抱える問題についての気づきを促し、考えることができるような動画を作成し、区役所等市内施設等での放映を行う。
(事業の目標)	啓発事業の参加者アンケートにおいて「人権問題への理解に役立った」85%以上

事業名	実施時期	事業内容
令和5年度人権ユニバーサル事業(人権啓発広報用動画制作事業)	6月下旬～12月	若年層を対象に外国人の人権課題に関して理解を深めるため、人権感覚や感性を体得できる、啓発動画を制作する。

○参加・参画型事業

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する。

●人権に関する作品募集事業

(事業目的) 広く市民(とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層)を対象に、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品を啓発・広報事業へ活用することにより、幅広く市民への啓発をめざす。

(取組み方向)・小中高校生及び一般の方を対象に、キャッチコピーを募集し、優秀作品を人権啓発の広報物等に活用する。
・これまでのポスター等のデザインなどの優秀作品と融合させてポスター化等を行い活用する。

(事業の目標) キャッチコピー応募数6,700件(過去3年の平均)以上。

事業名	実施時期	事業内容
人権に関する作品募集事業	9月募集予定 12月選考 3月表彰式 3月作品活用	人権に関する作品を募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用。  (令和4年度作成ポスター) (区広報紙での活用)

●人権の花運動

(事業目的) 小学校の児童等が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重を育み、より豊かな人権感覚を身につけてもらう。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) 実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解は深まった」評価:85%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権の花運動	9月～翌年3月	・主催 人権啓発活動地域ネットワーク協議会 (大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等) ・対象 市内小学校25校 ・内容 ・各校に花の球根、プランター、培養土等を配付して児童により花を育成 ・各校を担当する人権擁護委員が球根の植え付けを一緒に実施 ・人権擁護委員が植え付け時や開花時期等の人権講話や映像ソフト等を用いた人権教室を開催 

●Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業

(事業目的) 青少年などが興味のあるサッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施することにより、青少年などをターゲットとした人権への関心と人権意識の向上をめざす。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価85%以上。

事業名	実施時期	事業内容
Jリーグセレッソ大阪 と連携・協力した 人権啓発事業	4月～翌年3月	ホームゲーム17試合のハーフタイムに、電光掲示板に人権啓発スポット広告(選手による「いじめNO!」メッセージ)を各30秒放映。
	11月25日 実施予定	公式戦ホームゲームにおける人権啓発活動 ・場所 ヨドコウ桜スタジアム ・内容 子どもによる人権サポーター宣言の実施、啓発横断幕を持つての場内周回啓発物品の配布 など  
		小学生を対象にサッカー教室等を開催し、子どもが楽しく人権を学ぶ機会を提供する。  

○企業啓発推進事業

企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組む。

- (事業目的) 企業市民である企業・事業所等の事業主、従業員等の人権意識の向上と各種研修会で習得した知識等の活用をめざす。
- (取組み方向) より効果的な研修内容となるようなテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大にも繋げる。
- (事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」及び「活用できる」評価:85%以上

	事業名	実施時期	事業内容
	研修名等		
企業 啓 発 支 援 事 業	人権啓発 基礎講座	第1回 6月19日～7月7日 (オンライン) 第2回 7月12日	企業・事業所内で人権啓発を企画実施する新任人権啓発担当者等を対象に、人権啓発担当者として必要な基礎知識の習得と人権感覚を高めることを目的に実施(全2回)。 第1回「企業と人権について学ぶ」 大阪企業人権推進協議会 芝本 正明 氏 第2回「変容する現代社会の部落差別」 大阪公立大学 人権問題研究センター/大学院都市経営研究科教授 阿久澤 麻理子氏
	人権啓発 スキルアップ講座	第1回 8月7日～25日 (オンライン) 第2回 11月30日	人権啓発研修等のスキルアップをめざす従業員や管理職等を対象に、社内における人権研修の実施手法等、より実践的なスキルを習得することを目的に実施(全2回)。 第1回 第1部「企業の社会的責任と人権」・第2部「職場のハラスメントの理解と防止に向けて」 大阪企業人権推進協議会 芝本 正明 氏 第2回の講演テーマ・講師は未定
	経営層 人権啓発講座	9月15日 10月10日～27日 (9月15日録画分 のオンライン)	事業主・経営者層を対象として、CSRの観点から最新の人権課題や人権に関する法制度の動向、ダイバーシティマネジメントの意義・重要性についての理解を深めることを目的として実施。 講演テーマ・講師は未定
	労務・人権啓発講座	Aブロック 10月31日 Bブロック 12月4日～22日 (オンライン) Cブロック 11月6日～24日 (オンライン) Dブロック 1月18日 Eブロック 2月7日	管理責任を求められる労務・人権担当の管理職等を対象に、同和問題(部落差別)に関する人権課題、職場での女性活躍促進の課題、LGBT等の性的少数者に関する人権課題など、社会的に関心が高い人権課題について、対応策・防止策等に関する専門的な知識を習得することを目的に市内を5つのブロックに分割し、それぞれで実施(全5回)。 講演テーマ・講師は未定

●人権啓発事業効果検証

(事業目的)

人権啓発・相談センターの実施事業について、外部の学識経験者及び専門家から個別に意見聴取を行うことを通じて、厳密な効果検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図る。

事業名	実施時期	令和4年度事業
人権啓発・相談センター事業 効果検証	令和6年2月 (予定)	実施日 令和5年3月22日 助言者: 神戸大学名誉教授 坂元 茂樹氏 大阪市教育委員会事務局 指導部 首席指導主事 富士浜 真二氏
		【主な意見等】
		◇人権啓発情報誌について 多くの人に見てもらえるよう、発行回数を4回に増やしたことはよかった。また小学生向けの号について、事例を示しあえて正解を明示せず、それぞれの立場に立って考え・記入できるなど、現在の方式が良いと考えられる。
		◇企業啓発推進事業について 国において、「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、強制労働の問題が大きなテーマとなっている。技能実習生の問題はこれまでも中小企業で起きていたが、昨年は大企業でも発生した。企業のリスクマネジメントとして関心が高いことから、経営者層向けに取り上げるのはよいと思う。
		<対応> 令和4年度の経営層講座で「外国人労働者受け入れの現状と課題～人権の視点から考える～」をテーマに、また人事・労務担当の管理職向け講座で「外国人の人権～職場における外国人差別と人権侵害をなくすために～」をテーマに実施した。令和5年度は「外国人との共生に関する人権課題」をテーマに実施予定。
		◇児童に対する啓発等について 子どもの「意見表明権」を踏まえ、「これは規則だから」と子どもに対し説明するのではなく、なぜそう決まっているのかといった理由をきちんと説明し、対話を行うように変えていかないといけない。より丁寧さが必要になってくる。
		◇人権啓発事業等について パワーハラスメントは、人間関係のこじれからくるものも多く、また、どういった言動がハラスメントになるのか教えてほしいという相談がある。これは、マイクロアグレッション(自覚のない偏見)からきており、自分が気づいていない偏見意識について気づけるような啓発が大切である。
		◇その他 ・令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるが、それを大人がどのように捉え理解し、これまでの社会や文化をどのように繋げていくのか、今後、価値観の見直しなども必要となる。 ・こどもの権利条約を批准し29年になるが、ようやくこども基本法が作られた。こどもの権利を尊重するというのがどういふことを対話をしながら順守しなければいけない。